

第 55 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 4 年度第 6 回本審議会
議事録

開 催 日 時	令和 5 年 3 月 6 日 (月)	午後 3 時 59 分 ~ 午後 4 時 43 分
開 催 場 所	滋賀労働局 6 階 共用会議室	
出 席 状 況	公益代表委員	出席 4 人 (定数 5 人)
	労働者代表委員	出席 5 人 (定数 5 人)
	使用者代表委員	出席 5 人 (定数 5 人)
出 席 者	公益委員	石井利江子 片山 聡 木下康代 平井建志
	労働者委員	相澤三千代 池内正博 榎並典朗 大江彰宏 大西省三
	使用者委員	石田秀幸 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫 水野 透
	事務局	小島労働局長、矢野労働基準部長 松島賃金室長、神崎室長補佐、 高津衛生専門官
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 4 年度 滋賀県特定 (産業別) 最低賃金専門部会の廃止について ・ 令和 5 年度 滋賀県特定 (産業別) 最低賃金の意向表明について ・ 令和 5 年度最低賃金審議会の運営等について ・ 令和 5 年度の実地視察について ・ 令和 5 年度第 1 回滋賀地方最低賃金審議会の公開 (傍聴) について ・ その他 	
議 事 録	別紙のとおり	

○事務局（室長）

こんにちは。

ただ今から、第6回滋賀地方最低賃金審議会を開催いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、本審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の委員の出席状況は、事前に、公益代表委員の佐野委員からご欠席の連絡を承っております。

したがって、

公益代表委員 4 名

労働者代表委員 5 名

使用者代表委員 5 名

の合計14名の出席ですので、最低賃金審議会令第5条第2項に基づき定足数の3分の2以上の出席を満たしていますので、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。

本審議会は、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開としており、傍聴の申込みを受け付けましたが、傍聴希望者はいませんでした。

また、本審議会は、同規程第7条に基づき、議事録をホームページで公開しますことを、ご承知おきください。

それでは、これからの議事進行を会長にお願いいたします。

○会長

皆様、こんにちは。

お忙しいところ、ご出席いただき、ありがとうございます。

最初に本日の資料について、事務局から説明してもらいます。

○事務局（補佐）

それでは本日の資料のうち、この後ご審議いただく議題ごとに使用する資料

につきましては、その都度ご説明させていただきますので、本日の議題以外の資料につきましては、ご説明いたします。

19 ページ、資料 4 は、「昨年 12 月 1 日に開催されました、中央最低賃金審議会の第 6 回目安制度の在り方に関する全員協議会」において、中央最低賃金審議会委員からの要望があり提出されております地方最低賃金審議会の公開状況でございます。令和 4 年度本審・専門部会の傍聴、議事録の公開の全てに○印(すべて公開)となっているのは、鳥取局 1 局です。

21 ページから 71 ページ資料 5 は、現時点でホームページにアップされている、群馬・三重・兵庫・鹿児島・埼玉の 5 局の専門部会議事録で、いずれの議事録も公労使の三者がおそろいの部分のみの公開、個別協議部分は休会となっています。千葉・新潟・鳥取の 3 局は、2 月末日の時点で、本審も含めまして 4 年度の議事録は(ホームページに)掲載されておられません。

73 ページの資料 6 は、「今年度の滋賀地方最低賃金審議会の開催状況」をお示ししております。赤字は例年の主要議題を記載しております。

81 ページの資料 9 は、「今年度の最低賃金周知広報用資料(リーフレット)」です。滋賀県最低賃金と特定(産業別)最低賃金を併記して掲載したもので、滋賀労働局におきまして作成したものです。これらのリーフレットや同じ図柄のポスターを滋賀県及び県内の各市町、各商工会議所・商工会などの関係団体のほか図書館、市民ホール、道の駅など多くの県民の目に触れる場所等に配布するなどして、改正された最低賃金の周知を図ったところでございます。

本日の議題以外の資料の説明につきましては、以上でございます。

○会長

それでは、議事を進めてまいります。

議題(1)「令和 4 年度 滋賀県特定(産業別)最低賃金専門部会の廃止について」です。

今年度の 4 件の滋賀県特定(産業別)最低賃金に係る審議は、令和 4 年 1 月 1 日に答申を行い、異議申出がなかったことから、既に 1 2 月 3 1 日から発効しており、全ての審議が終了しております。

したがいまして、滋賀地方最低賃金審議会専門部会運営規程第 10 条第 1 項の規定に基づき、今年度の 4 件の滋賀県特定（産業別）最低賃金専門部会を廃止したいと思います。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

○各委員

〔異議なし〕の声。

○会長

それでは、今年度設置しました 4 件の滋賀県特定（産業別）最低賃金専門部会を廃止します。

次は、議題（ 2 ）「令和 5 年度 滋賀県特定（産業別）最低賃金の意向表明について」です。資料 1 のとおり労働者側から 6 件の滋賀県特定（産業別）最低賃金の改正について、意向表明がありましたので、労働者側からご説明をお願いします。

○労働者側委員

令和 5 年度につきましては、令和 4 年度に改正決定が行われた窯業・土石、一般機械、精密電機、自動車に加えて、なかなか改正決定に至っていない新繊維及び各種商品小売の 2 業種につきましても、改正決定に向けて意向表明を行います。

なお、2 ページにありますとおり 6 業種のうち新繊維と精密電機につきましては労働協約で、その他の業種は公正競争で申出をする予定で進めてまいります。

加えて、新繊維と各種商品小売は、令和 4 年度は特別検討小委員会で、参考人の意見陳述をお願いしましたので、令和 5 年度も同様に進めたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○会長

ただ今、労働者側から、令和5年度 特定(産業別)最低賃金の改正について、意向表明がありました。

今回、意向表明された6件について、資料がありますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局(補佐)

それでは、資料につきまして説明いたします。

1ページ、資料 1が、「2023年度(令和5年度)滋賀県特定(産業別)最低賃金の改正等意向表明」の写しとなっています。

本年2月17日付けで滋賀労働局長宛てと滋賀地方最低賃金審議会会長宛てに同じ書面が提出されております。

続きまして、3ページ、資料 2は、「滋賀県特定(産業別)最低賃金 適用使用者数・労働者数」となっております。こちらについては、特定(産業別)最低賃金の適用使用者数・適用労働者数の確認に当たりましては、総務省が実施する「経済センサス」の最新の結果に基づいて確認するというところになっており、現時点での最新のものである平成28年センサスの結果を基に、令和4年度に実施しました「最低賃金に関する基礎調査」で得た各産業別最低賃金の適用除外労働者から推算した適用除外労働者及び東京商工リサーチの倒産情報を基に労働保険徴収室のシステム上の労働者数を差し引く形で算出しております。昨年度までは、平成30年度の調査フレームを使用しておりましたが、今年度の基礎調査におきまして、本省指示により令和2年度フレームを使用したことから、適用使用者数・適用労働者数が増加しておりますが、精密・電気につきましては、特定企業の廃止により労働者数が減少しております。

この適用労働者数につきましては、特定(産業別)最低賃金の申出要件であります定量的要件の基準となる数字ということになります。

資料の説明につきましては以上でございます。

○会長

ただ今の事務局からの説明について、ご質問等がございますか。

○全委員

(質問等なし)

○会長

労働者側から6件の特定(産業別)最低賃金改正に係る意向表明がありましたが、これについて、使用者側からご意見等があれば、お願いします。

○使用者側委員

6業種の改正に係る意向表明を受けて、正式に申し入れをいただいた段階で、真摯に検討したいと考えております。

○会長

今の段階で、労働者側から何かありますか。

○労働者側委員

[意見等がなし]

○会長

労働者側から「特定(産業別)最低賃金の必要性審議の場で、今年度同様に参考人の意見陳述を行いたい。」と、ご意見をいただいておりますが、事務局から何かありますか。

○事務局(室長)

来年度の審議会で審議・決定していただくこととなりますが、今年度と同様に、令和5年度の特定(産業別)最低賃金改正に係る申出後に、参考人の「推薦書」と「同意書」を、事務局にご提出していただくこととなります。

○会長

次の議題は、(3)「最低賃金審議会の運営について」の「傍聴取扱要領」の改正についてです。事務局は、説明をお願いします。

○事務局（室長）

「傍聴取扱要領」の『申込手段の変更』、『申込期限の短縮』及び『文言整理』について、ご審議をお願いします。

資料の5ページの資料 3 - 1、9ページの資料 3 - 2をご参照してください。『申込手段の変更』につきましては、現在「傍聴取扱要領」資料 3 - 2の2で、「はがき又はファクス」と規定していますが、15ページの資料 3 - 4の令和3年6月7日付け内閣官房行政改革推進本部事務局名の事務連絡でファクシミリの利用廃止を求められているところですが、17ページの令和3年6月25日付け事務連絡で例外的に、会議等の出欠確認等は、引続きファクシミリの利用が必要と整理されたところでした。

しかし、戻りまして13ページの資料 3 - 3で添付しました令和4年10月19日付け厚生労働省大臣官房地方課長名の事務連絡において、例外的に引続きファクシミリの利用が必要とされた業務・手続についても、下から4行目の「ついては」以下で、今後1年間を目途に、関係先の了解が得られ次第、速やかにファクシミリから他の方法に切替えるよう通知がありました。

この通知に基づき、5ページの資料 3 - 1の本件修正（案）のとおり「傍聴取扱要領」の2で規定している「はがき又はファクス」を「電子メール」に変更したいと思います。

次に、『申込期限の短縮』につきましては、申込手段を電子メールに変更いたしますので、「傍聴取扱要領」の3「申込締切日」を審議会開催の「5日前」から「2開庁日前」に短縮したいと思います。

また、『文言整理』につきましては、申込手段を電子メールに変更することによるもの、他府県及び厚生労働本省の「傍聴取扱要領」を参考として修正を加えております。

本審議会で「傍聴取扱要領」の改正が認められましたら、令和5年7月5日

に開催を予定しております第56期第1回滋賀地方最低賃金審議会から施行したいと考えておりますので、施行日を令和5年4月1日にしたいと考えております。

○会長

ただ今の事務局からの説明について、何か質問等はございますか。

○労働者側委員

メールアドレスをお持ちでない傍聴希望者もおられるかもしれませんので、例外的に他の申込手段が必要と考えます。

○事務局（室長）

メールアドレスを所持していない傍聴希望者は、はがき等で申込みができるよう「傍聴取扱要領」を修正し、令和5年度第1回滋賀地方最低賃金審議会に改めて、提案します。

○会長

それでは、事務局は、提案のあった「傍聴取扱要領（案）」は、修正案を令和5年度第1回滋賀地方最低賃金審議会に、改めて提案してください。

したがいまして、令和5年度第1回滋賀地方最低賃金審議会に係る「傍聴取扱要領」は、既存の要領に基づき公示してください。

次の議題は、「審議会令第6条5項の適用について」です。事務局は、説明をお願いします。

○事務局（室長）

審議会令第6条5項は、「最低賃金決定要覧(令和4年度版)」をお持ちでしたら149ページに記載があります。「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と規定され、運用上、専門部会の採決において、“全会一致”の場合についてのみ、

専門部会の決議をもって滋賀地方最低賃金審議会（本審）の決議とすることができます。

したがって、本規定を適用した場合でも、専門部会における決議が全会一致とならなかった場合は、従来どおり滋賀地方最低賃金審議会を開催し、改めて審議・採決が必要となります。

本規定の適用は、滋賀県最低賃金専門部会と今年度でありますと4件の滋賀県特定（産業別）最低賃金専門部会の各々で本規定の適用の有無を設定することができます。

例えば、本規定を滋賀県最低賃金専門部会では適用せず、4件の滋賀県（産業別）最低賃金専門部会では適用させることが可能です。

本規定につきましては、改めて、第56期委員が、令和5年度滋賀地方最低賃金審議会で、審議・決定していただく議題となりますが、第55期委員がこれまでの経験から「どのような方向性がよいか」を示し、来年度の審議会に報告するために議題として提案しましたので、ご審議の程よろしく申し上げます。

本規定を適用した場合の影響、また今年度適用していた場合について、5点、ご説明いたします。

1点目は、今年度までは、答申を行う滋賀地方最低賃金審議会開催日に併せて、マスコミ関係者に案内を通知していました。仮に、本規定を滋賀県最低賃金の専門部会に適用して、全会一致で結審した場合は、当該専門部会で答申することとなります。全会一致以外で結審する場合がありますので、答申日が確定できないことから、事前に、マスコミ関係者に答申日を案内することができなくなります。

2点目は、滋賀県最低賃金専門部会は、ここ数年、全会一致でなかったことから、本規定を適用していても滋賀地方最低賃金審議会の開催が必要な状況でした。

3点目は、本規定を4件の滋賀県特定（産業別）最低賃金専門部会に適用すれば、令和4年度は全ての特定（産業別）最低賃金専門部会において、全会一致で結審しましたので、滋賀地方最低賃金審議会を開催しなくてもよい状況でした。

4点目は、本規定を適用し、専門部会が全会一致で結審しますと、専門部会で答申することとなりますので、答申文の手交は、各産業の部会長から労働基準部長に渡していただくこととなります。

5点目は、本規定を4件全ての特定（産業別）最低賃金専門部会に適用しますと、令和4年度では4件の専門部会の結審日、つまり答申日が異なり、発効日を法定どおりで発効させると、公示日から30日後が発効日となり、4件の発効日が異なることとなります。4件の特定（産業別）最低賃金の発効日を統一させる場合は、官報公示の「指定日発効」という手続きを行います。つまり、官報の公示日から30日を経過する指定した日を発効日とする方法で、4件の特定（産業別）最低賃金の発効日を統一させることが可能となります。

したがって、本規定を4件全ての特定（産業別）最低賃金専門部会に適用させる場合は、審議会で「発効日」につきましても議題となります。

最後に、他府県の適用状況、マスコミ対応等を資料83ページの資料10にまとめましたのでご確認ください。やはり、地方最低賃金について適用した場合は、答申のマスコミ対応が難しくなるという弊害があります。特定（産業別）最低賃金の適用状況では、適用していない都道府県が当県を含めて8県ですので、少数派となっております。

○会長

ただ今の事務局からの説明について、質問・意見等はございますか。

○使用者側委員

マスコミ対応を重視しているのは、「周知徹底のため」という理解でよろしいでしょうか。

○事務局（室長）

はい。特にテレビ（NHK）で、昨今、放送していただいているのは、滋賀地方最低賃金の答申日です。やはり、テレビで放映していただくのは、周知にインパクトがあるものと思っています。

福井県の場合は、最終の専門部会と本審において、マスコミを呼んでいます
が、当県は、京都市が近く、京都府と答申日が重なりますとマスコミの出席が
少なかったことがありましたので、専門部会及び審議会の両方に来ていただく
のは、無理があるものと考えております。

○労働者側委員

投げ込みだけでは、周知においてインパクトが弱いと思われます。

とりわけ地賃のほうは、最近の最低賃金の上げ幅からいって、県民の皆様が
興味を示していると思われますので、テレビ放映の効果は大きいと考えます。
したがって、地賃は、従来どおり審議会令第6条5項の適用はしないほうが良
いと考えます。

一方、特定（産業別）最低賃金については、傍聴者の出席もなく、他の府県
で多くが適用しており審議会令第6条5項の適用を視野に入れてもよいものと
考えます。

○会長

改めて、使用者側はどうでしょうか。

○使用者側委員

事務局及び労働者側の意見もあるとおり、使用者側は、地域別最低賃金に関
しては、周知徹底及びマスコミ対応も含めて、従来どおり審議会令第6条5項
は適用しない方向で考えております。

特定（産業別）最低賃金に関しては、審議会令第6条5項を適用してもよい
と考えております。

○会長

特定（産業別）最低賃金に対して、審議会令第6条5項を適用した場合は、
そのままだと発効日が、ばらばらになってしまうが、統一させることは可能な
のでしょうか。

○事務局（室長）

令和4年度までは、発効日については、法定発効という手続きで官報公示日から30日を経過した日を発効日としていましたが、発効日をそろえる場合は、指定日発効といいまして「公示の日から起算して30日を経過した日後の日であって当該決定において別に定める日があるときは、その日から、その効力を生ずる。」（最低賃金法第14条2項かっこ書）とあり、例えば、4件の特定最低賃金の発効日をそろえる場合は、官報公示日から30日を超えた指定した具体的な日をもって発効する手続きを行います。

また、各特定（産業別）最低賃金の発効日をいつにするかについては、滋賀地方最低賃金審議会において、ご審議いただくこととなります。

○事務局（補佐）

令和4年度までの答申文の発効日は「法定どおり」と記載していますが、指定日発効とした場合の答申文は、30日を経過した指定する具体的な日付を記載することとなり、当該日付を全ての産業で統一させることで、全ての産業の特定（産業別）最低賃金の発効日を統一させることが可能です。

○労働者側委員

指定日発効の場合、官報公示からの「30日を経過した日後」は、無視できるとのことでしょうか。

○事務局（補佐）

指定日発行の場合においても「30日を経過した日後」という条件は必須です。

○会長

それでは、まとめますと会長提案となりますが、審議会令第6条5項の適用について、滋賀県最低賃金専門部会では適用しない方向性で、全ての滋賀県特

定（産業別）最低賃金専門部会では適用する方向性で、来年度の審議会に報告するというので、よろしいでしょうか。

○全委員

〔異議なし〕の声。

○会長

異議等がありませんでしたので、「審議会令第6条5項の適用について」は、滋賀県最低賃金専門部会では適用しない方向性であることを、また、全ての滋賀県特定（産業別）最低賃金専門部会は適用する方向性であることを、令和5年度第1回滋賀地方最低賃金審議会に報告します。

次の議題は、「令和5年度の審議日程（案）について」です。事務局は、説明をお願いします。

○事務局（室長）

令和5年度の日程（案）については、資料75ページからの資料 7 - 1、7 - 2と79ページの資料 8を参照してください。こちらも第56期の滋賀地方最低賃金審議会でご審議いただく議題ですが、第56期の各委員の日程確保及び会場の確保のため、ご審議の程よろしくをお願いします。

まず、日程（案）の基本的な考え方についてご説明いたします。滋賀県最低賃金の審議日程は、資料 7 - 1の10月1日発効を目指した日程としています。

また、滋賀県特定（産業別）最低賃金の審議日程は、資料78ページの資料7 - 2の12月31日発効を目指した日程としています。

さらに、例年と異なりますが、委員の皆様の日程確保及び会場確保の都合上、特定（産業別）最低賃金専門部会の日程をある程度固定しています。今年度を参考としまして、1回目、2回目、3回目を1週間以上開けて、3回目は10月の最終週にしています。

申し訳ございませんが、特定（産業別）最低賃金は4件のみしか記載していませんが、専門部会の設置が4件を超える場合は、（案）の日程の前日に実施し

たいと考えております。

また、日付の前に赤色の四角印（ ）があるものは、固定日です。印はできるだけこの日で実施したいと考えている日程です。緑色文字は、特定（産業別）最低賃金改正に係る“意向表明”及び“申出”のおおよその日程ですので、労働者側委員の方は、ご確認をお願いします。青色文字は、事務局側の手続きですので、委員の皆様は無視してください。

8月1日は午後としております。中央最低賃金審議会の目安小委員会が、令和4年度のように遅れた場合を想定しまして、7月末日頃に答申が出た場合を想定すると、8月1日午前中は、目安伝達が間に合わないと考えられますので、8月1日の第2回滋賀地方最低賃金審議は、午後から開始としております。

○会長

日程（案）について、ただいまの事務局の説明で、何かご質問、ご意見等がございますか。

○全委員

（質問等なし）

○会長

特に異議はありませんでしたので、この日程（案）を令和5年度第1回滋賀地方最低賃金審議会に提出します。

次の議題は、議題（4）「令和5年度の実地視察について」です。事務局から説明してください。

○事務局（室長）

実地視察について、令和4年度は、滋賀県最低賃金を主眼とした視察を、1か所1日実施できましたが、特定（産業別）最低賃金を主眼とした実地視察は、あいにく、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できませんでした。

特に、労働者側から特定（産業別）最低賃金を主眼とした実地視察を希望さ

れていましたので、令和5年度は、合同専門部会の前後に実地視察を2か所、2日、計画したいと思います。

事業場の選定に当たりましては、労働者側委員及び使用者側委員の皆様の所属事業所で、対応できるかご検討よろしく、お願いします。

実施方法は、令和4年度と同様に、原則、少人数で、現地集合・現地解散で実施したいと考えております。

○会長

ただいま、事務局から実地視察について説明がありました。ご質問・ご意見等は、ございませんか。

○全委員

(質問等なし)

○会長

特に異議はありませんでしたので、事務局(案)を第56期令和5年第1回滋賀地方最低賃金審議会に提案してください。

次の議題は、(5)「令和5年度第1回滋賀地方最低賃金審議会の公開(傍聴の可否)」について」です。事務局は、説明してください。

○事務局(室長)

令和5年度の第1回目の滋賀地方最低賃金審議会の公開(傍聴の可否)は、当該審議会の開催前に傍聴希望者の公示を行いますので、本審議会で決定しておく必要があります。

参考までに、令和4年度は公開で審議をしております。

ご審議よろしくお願いします。

○各委員

[例年どおり公開(傍聴)とする。]声あり。

○会長

そのほか、意見等はございませんか。

○各委員

〔意見等なし〕

○会長

ないようですので、令和5年度第1回滋賀地方最低賃金審議会は、公開(傍聴可)といたします。

次は、議題(6)「その他」についてですが、委員の皆様から何かございますか。

○全委員

〔意見等なし。〕

○会長

最後に事務局から何かありますか。

○事務局(室長)

第56期の滋賀地方最低賃金審議会委員の任命について、労働者側代表委員の推薦を労働者側の団体から、使用者側代表委員の推薦を使用者側の団体から提出していただくよう、令和5年3月20日から4月12日までに公示を行います。

公益代表委員を含め労働者側代表委員、使用者側代表委員を、令和5年4月に滋賀労働局長が任命し、4月下旬に通知することとなっています。

また、現在、中央で開催されています「目安制度の在り方に関する全員協議会」の「報告書」が届きましたら、メールでお知らせいたします。

最後になりますが、委員の皆様におきましては、この1年間、つたない私の

議事進行で皆様にご迷惑をおかけしましたが、何とかここまで来ました。ありがとうございました。

また、委員の皆様は、大変お忙しい中、当審議会を優先してご出席いただき、調査・審議を尽くしていただいたことに、感謝申し上げます。

ありがとうございました。

○会長

最後に、局長からご挨拶をいただくとのことですので、よろしく申し上げます。

○局長

委員の皆様には、たいへんご多忙の中、この1年間、滋賀県最低賃金及び滋賀県特定最低賃金の改正等についてご審議いただき、ありがとうございました。

特に、今年度の審議日程につきましては、目安答申が遅れた関係で、審議日程の変更が余儀なくされるなど、委員の皆様には非常に柔軟なご対応をいただき、おかげさまで、10月6日に無事に発効することができました。本当に感謝申し上げます。

また、4件の滋賀県特定最低賃金の審議につきましても、全てが“全会一致”で結審ができました。こちらにつきましても、皆様のご尽力に、お礼を申し上げます。

本日ももちまして、令和4年度の全ての審議が終了することとなります。

委員の皆様におかれましては、第55期委員としての審議も、これで最後となります。

本当にこの2年間、様々なことがありましたが、ご審議尽くしていただきまして、ありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。

これで、今年度の全ての審議が終了となります。

第55期委員としても最後の審議が終了となります。

委員の皆様におかれましては、円滑な審議にご協力いただき、ありがとうございました。

これで、「第55期 令和4年度 第6回 滋賀地方最低賃金審議会」を終了いたします。

お疲れ様でした。